諮問番号：令和５年度諮問第３６号

答申番号：令和６年度答申第　６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年８月５日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付現況届認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分は、次のとおり違法不当である。

所得制限限度額以上と判定されるにあたった理由は、審査請求人名義の土地の売却であるが、その譲渡所得は得ておらず、全て審査請求人の兄（以下「兄」という。）に渡っている。

審査請求人は、譲渡所得に対する税金分（所得税・住民税）として、銀行で手渡しで２,３００,０００円を受け取ったほか、全く所得としては得ていない。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第５条第１項により、父母等の前年の所得が児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号。以下「政令」という。）第１条に定められた所得（以下「所得制限限度額」という。）以上であるときは支給しないとされているが、法附則第２条第１項により、父母等の前年の所得が所得制限限度額以上であっても、法第４条第１項の支給要件を満たす者に対しては、当分の間、特例給付を行うとされている。なお、所得制限限度額は、政令第１条により、法第５条第１項に規定された扶養親族等がないときは、６,２２０,０００ 円とされており、扶養親族等があるときは６,２２０,０００円に扶養親族等１人につき３８０,０００円を加算した額であるとされている。

また、政令第２条により、法第５条第１項に規定する所得の範囲は、地方税法第５条第２項第１号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいうものとされており、所得の額の計算方法としては、政令第３条により、その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第　３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額等の合計額から８０,０００円を控除するほか、一定の者については諸控除を行うこととされている。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人から提出された、法第２６条第１項に基づく届出を受理したうえで審査を行っており、処分庁から提出された物件によれば、令和２年度課税台帳における審査請求人の扶養親族数は「１」とされていることから、政令第１条の規定により、児童手当認定に係る所得制限限度額は６,６００,０００円となることが認められる。

さらに、政令第３条における諸控除を適用する前の審査請求人における令和元年中の所得額は、１５,０８０,４００円であるとされており、また、同条第２項各号に規定されている控除のうち、審査請求人が対象となる項目は、同項第１号に定める医療費控除としての７４,４６０円のみとされている。

したがって、審査請求人の前年の所得の額は、１５,０８０,４００円から、政令第３条第１項の規定による８０,０００円と、同条第２項の規定による医療費控除７４,４６０円を差し引いた１４,９２５,９４０円となる。

（３）前記（２）より、審査請求人の前年の所得の額である１４,９２５,９４０円は、所得制限限度額である６,６００,０００円以上であることから、審査請求人は児童手当の支給対象には該当せず、法附則第２条第１項における特例給付の支給対象であると認められる。そうすると、所得制限限度額の算定や支給する特例給付の額について、違算等の事実はないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）審査請求人は、自身の所得が所得制限限度額以上と判断されたことについて、自己名義の土地の売却を要因としたうえで、その売却益のうち、自身が受け取ったのは「譲渡所得」に対する税金分（所得税・住民税）のみであり、実際は「所得」を得ていないから、本件処分は違法・不当であると主張している。しかしながら、処分庁は、公簿により、審査請求人の市町村民税に係る所得等を確認したうえで本件処分を行っており、少なくとも本件処分時、審査請求人が主張するような事情は公簿上において確認できない。したがって、法令等の定めに則って適正に行われている以上、審査請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

**第４　調査審議の経過**

令和６年３月　７日　　諮問書の受領

令和６年３月　７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：３月２１日

口頭意見陳述申立期限：３月２１日

令和６年３月２２日　　第１回審議

令和６年４月２２日　　第２回審議

令和６年５月　７日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答：令和６年５月１６日付け参考資料）

令和６年５月１３日　　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答なし）

令和６年５月３０日　　第３回審議

令和６年５月３０日　　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答なし）

令和６年６月２８日　　第４回審議

令和６年７月２５日　　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項柱書は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と定め、同条同項第１号において「次のイ又はロに掲げる児童（中略）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの　イ　１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（後略）　ロ　中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（後略）」と定めている。

また、同条第３項は「第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」と定めている。

（２）法第５条第１項は、「児童手当（中略）は、前条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（中略）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（中略）並びに同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第１号から第３号までのいずれかに該当する者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない（後略）。」と、同条第２項は「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」と定めている。

（３）法第７条第１項は、「児童手当の支給要件に該当する者（中略）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（中略）に対し、児童手当を支給する。」と定めている。

（５）法第２６条第１項は、「第８条第１項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の６月１日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。」と定めている。

（６）法附則第２条第１項は、「当分の間、第４条に規定する要件に該当する者（第５条第１項の規定により児童手当が支給されない者（中略）に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村（中略）の負担による給付を行う。」と、同条第２項は、「前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は１月につき、５千円に第４項において準用する第７条第１項又は第３項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。」と、同条第４項は、「第６条第２項、第７条第１項及び第３項、第８条から第１１条まで、第１２条第１項、第１３条から第２２条まで（第１８条第１項、第２項及び第６項を除く。）、第２３条から第２９条まで（第２６条第２項を除く。）並びに第３０条の規定は、第１項の給付について準用する。（後略）」と定めている。

（７）政令第１条は、「（前略）〔法〕第５条第１項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等（中略）及び同項に規定する児童（中略）がないときは６２２万円とし、扶養親族等又は児童があるときは６２２万円に当該扶養親族等又は児童一人につき３８万円（中略）を加算した額とする。」と定めている。

（８）政令第２条は、「法第５条第１項に規定する所得は、地方税法（中略）第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（中略）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。」と定めている。

（９）政令第３条第１項は、「法第５条第１項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第３１３条第１項に規定する総所得金額（中略）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（中略）、地方税法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（中略）、地方税法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（中略）第８条第２項（中略）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（中略）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（中略）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第１２項に規定する条約適用配当等の合計額から８万円を控除した額とする。」と、同条第２項柱書は、「前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。」と、同条同項第１号は、「地方税法第３１４条の２第１項第１号、第２号又は第４号に規定する控除を受けた者　当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額」と定めている。

（１０）児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号）第４条第１項は、「一般受給者は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。」と定めている。

（１１）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第１項柱書は「第２９４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。（後略）」と、同条同項第１号は「前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」と定めている。

（１２）地方税法第３１７条の３第１項は、「第２９４条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第２条第１項第３７号の確定申告書（中略）を提出した場合（中略）には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第１項から第４項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。（後略）」と定めている。

（１３）行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）審査請求人は児童手当の受給者であり、支給要件児童の数は１名（３歳未満）である。

（２）審査請求人の提出した某銀行の口座の出入金記録では、平成３１年３月２９日に計２,３００,０００円の入金があった一方で、令和２年５月１５日に１５３万円の、同年６月２３日に４１０,０００円の計１,９４０,０００円が出金されており、１,５３０,０００円については「譲渡所得税分」、４１０,０００円については「住民税分（半分）」との注釈が付されている。

（３）審査請求人は令和２年度児童手当・特例給付現況届（以下「本件届」という。）を令和２年６月１日付けで提出した。その記載内容の概要としては、氏名、住所、職業のほか、「配偶者」の欄について「有」、「加入している公的年金制度の種別」の欄について「厚生年金保険」、「児童」の欄について監護ありで生計同一で３歳未満の子が１名いることを記載するとともに、審査請求人が記載したものではないが、「※所得等の状況」の欄について「所得の合計額　１５,０８０,４００円　控除額　医療費　１５４,４６０円　扶養親族等及び児童の数　１人　うち７０歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数　０人　譲渡所得　有　令和２年度分判定所得　１４,９２５,９４０円」等の内容が記載されていた。

（４）審査請求人の課税台帳上の令和２年度の総所得額は、１５,０８０,４００

　　円であり、扶養親族数（控除対象配偶者を除く）は１名、控除額として医療費控除額が７４,４６０円、社会保険料相当額が８０,０００円であった。

　　　また、所得額１５,０８０,４００円から控除合計額１５４,４６０円を差し引いた控除後所得額は１４,９２５,９４０円となっている。一方、基準限度額は６,６００,０００円に老人加算０円を加えた所得制限限度額・上限限度額は６,６００,０００円となっており、判定区分は「特例給付」となっている。

（５）令和２年８月５日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。本件処分は「児童手当・特例給付現況届認定通知書（以下「本件通知書」という。）」という表題であり、認定に関する事項について「請求日　令和２年６月４日　１．支給対象児童数　（３歳未満）１人　（３歳以上小学校修了前）０人　（中学生）０人　計１人　２．区分　特例給付　３．手当月額　（３歳未満）５,０００円　（３歳以上小学校修了前）０円　（中学生）０円　４．支給開始年月　令和２年６月から」と記載され、「５．支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由」は空欄であった。

　　　なお、本件通知書には「請求のありました児童手当・特例給付については、次のとおり認定しましたので通知します。」との文言のほか、審査請求期間等が教示されており、「支給月は１０月、２月、６月となります」と記載されているが、処分理由についての記載はなされていない。

（６）令和２年１０月３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人が法第４条第１項の児童手当の基本的な支給要件に該当することを前提としつつ、法第５条第１項の所得要件に該当しない、すなわち、審査請求人においては政令第１条の所得制限限度額が６,６００,０００円である一方で、審査請求人の前年の所得が１４,９２５,９４０円であり、所得制限限度額を超過するため、本件処分を行った旨主張する。

（２）そこで、処分庁のかかる判断について、検討する。法第５条第１項により、児童手当は、父母等の前年の所得が所得制限限度額以上であるときは支給しないとされているが、法附則第２条第１項により、父母等の前年の所得が所得制限限度額以上であっても、法第４条第１項の支給要件を満たす者に対しては、当分の間、特例給付を行うとされている。

所得制限限度額は、政令第１条により、法第５条第１項に規定された扶養親族等がないときは、６,２２０,０００円とされており、扶養親族等があるときは６,２２０,０００円に扶養親族等１人につき３８０,０００円を加算した額であるとされている。また、政令第２条により、法第５条第１項に規定する所得の範囲は、地方税法第５条第２項第１号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいうものとされており、所得の額の計算方法としては、前記１（９）で定める金額等の合計額から８万円を控除するほか、一定の者については諸控除を行うこととされている。

（３）本件についてみると、処分庁は、本件届を受理したうえで審査を行っており、処分庁から提出された証拠物件によれば、令和２年度課税台帳における審査請求人の扶養親族数は「１」であることから、政令第１条の規定により、児童手当の認定に係る所得制限限度額は６,２２０,０００円に３８０,０００円を加算した６,６００,０００円となることが認められる。

そして、政令第３条における諸控除を適用する前の審査請求人における令和元年中の所得額は、課税台帳によれば１５,０８０,４００円である。

（４）令和元年中の所得額の認定に関し、審査請求人は、自己名義の土地を売却したが、譲渡所得はすべて兄に渡っており、譲渡所得に係る所得税、住民税分のみ兄から現金で収受し納付したもので、自身は所得を得ているとは言えないと主張する。

しかし、課税台帳上の所得額は、税法上の賦課決定処分に基づくので、実際の所得額と一致することが推定される。当審査会は、令和６年５月１３日及び５月３０日、審査請求人に対して質問書を発し、課税台帳上の所得額と、審査請求人の所得額が異なるというのであればそれを裏付ける資料（土地売却後の登記事項全部証明書、土地の売買契約書の写し、審査請求人の令和元年（平成３１年）の確定申告書控の写しなど）の提出を求めた。けれども、本日に至るまで審査請求人から何ら提出がない。また、その他の本件全証拠によっても課税台帳上の所得額について疑念をいだかせる事情は見当たらない。それゆえ、上記１５,０８０,４００円という審査請求人の課税台帳上の所得額は正しいものと推認できる。

（５）したがって、上記１５,０８０,４００円から、政令第３条第１項の規定による８０,０００円と、同条第２項の規定による医療費控除７４,４６０円を差し引いた１４,９２５,９４０円を、本件処分の前提となる審査請求人の前年の所得額と認定した処分庁の判断は妥当であり、当該金額は所得制限限度額である６,６００,０００円以上であることから、審査請求人は法第５条第１項の所得要件には該当せず、法附則第２条第１項における特例給付の支給対象であると認められる。そうすると、令和元年中の所得額の認定について違算等の事実はないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第６　付言

　本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点について付言する。

処分庁は、本件通知書において、前記２（５）のとおり、理由付記を行っていない。また、事件記録からは、処分庁の担当者が審査請求人に対し、どのような根拠により特例給付となったのか具体的に説明したことも確認できない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由付記を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　この点、本件通知書の「認定に関する事項」の「２．区分」において「特例給付」と記載されていること、また、法附則第２条において、法第５条第１項の規定により児童手当が支給されない者に対して特例給付を行うと定められていることから、本件処分が行われた理由を全く読み取ることができないとまでは言い切れない。しかし、上記の理由付記の趣旨に鑑みれば、処分庁は、少なくとも本件処分が、審査請求人の所得額が所得制限限度額以上となったことにより行われたことを明記すべきであった。処分庁は、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

　また、本件審査請求においては、審査請求から本審査会への諮問まで３年４か月を要しており、特に令和３年１月から令和５年１０月まで審理が中断している期間があった。当審査会は、審理の中断の理由を、人員、件数等の具体的な数字をもって示すことを審査庁に求め、審査庁から文書による回答があったが、その内容は、人員の不足による多忙があり、また、児童扶養手当認定・支払、その他関連業務等の本来業務を優先せざるを得なかったことから、審査請求は後回しにせざるを得なくなったというものであった。しかし、審査庁及び審理員は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の目的に照らし、今後、審査体制の強化等、審理の迅速化の方策について検討し、速やかに審理手続を進めることが望まれる。

　さらに、審査庁は、本件審査請求において、本件処分の根拠となった処分庁の課税台帳記載の所得額について調査を行っていない。課税台帳上の所得額は、税法上の賦課決定処分に基づくことを踏まえれば、実際の所得額と一致することが推定されるものである。しかし、本件審査請求においては、審査請求人が、売却された自己名義の不動産の譲渡利益を得ていないと主張し、課税台帳上の所得額自体に誤りがあることを主訴としていたことに鑑みれば、審査庁及び審理員は、審査請求人に確定申告書等の資料の提出を求め、処分庁の認定した所得額の妥当性を確認することが望ましかったものと考える。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）原田　裕彦

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　　豪